

日薬業発第372号
令和4年1月6日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日本薬剤師会
副会長 田尻 泰典

誰もが簡易かつ迅速に利用できる検査の環境整備について（その2）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
標題の件につきましては、令和3年12月27日付け日薬業発第362号にてお願い申し上げたところですが、今般、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室等より都道府県に対し、検査結果が陽性となった受検者への医療機関の受診の確認や医療機関への受診勧奨の取組等の徹底、また週次報告の対応等について、別添のとおり事務連絡が発出されておりますのでお知らせいたします。

貴会におかれましては、都道府県をはじめ地域の関係者と連携いただき、地域の感染拡大防止のための対応を進めていただきますよう、重ねてよろしくお願ひ申し上げます。

<別添>

- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」の取扱いについて（令和3年12月28日、内閣府地方創生推進室、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室事務連絡）

※ 無料検査事業に係る情報については以下のページを確認いただくほか、都道府県と緊密に連携をお取りいただくようお願いいたします。

- ・内閣官房「国民の仕事や生活の安定・安心を支える日常生活の回復」ページ
<https://corona.go.jp/package/>
- ・内閣官房・内閣府「地方創生」ページ
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 > 地方公共団体向け文書 > 1-3. 検査促進枠
<https://www.chisou.go.jp/tiiki/rinjikoufukin/jimurenraku.html>

事務連絡
令和3年12月28日

各都道府県
財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課
新型コロナウイルス感染症対策担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室
内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における 「検査促進枠」の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の検査促進枠における要件等につき、以下のとおり定めましたので、お知らせします。各地方公共団体におかれましては、関係部局間で十分連携の上、本事務連絡の記載事項に留意して運用されますようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしく申し上げます。

記

1. 検査結果が陽性となった受検者の受診等に係る取組について

令和3年12月20日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」の創設について」4に基づく実施要領（以下「実施要領」という。）第4条第2項第1号において、検査の受付を行う実施事業者は、検査申込者に対して、仮に検査結果が陽性であった場合、検査申込者は医療機関又は受診・相談センターに連絡し、速やかに受診しなければならないこと等の確認を求めるとともに、実施要領の別添3では、申込書例において、検査結果が陽性であった場合には医療機関に受診することの確認を求めているところです。

また、「改正後の感染症法に基づく新型コロナウイルス感染症に関する自費検査を提供する者に対する協力要請等について」（令和3年2月10日付厚生労働省医政局長・健康局長通知）においては、都道府県から衛生検査所に対して、連携医療機関を定め、検査結果が陽性となった受検者に対しては当該医療機関等への受診を勧奨することや、検査を提供する前に、受検希望者に対して検査結果が陽性であった場合には提携医療機関等を受診する旨を誓約させ、衛生検査所から提携医療機関に対して検査結果に係る個人情報を提供する際には受検希望者本人から同意を得ること等の協力を求めているところです。

こうした対応を踏まえ、都道府県におかれては、実施要領に記載した、利用者に対する陽性であった場合の医療機関の受診の確認や、医療機関への受診勧奨の取組

等の徹底を求めるとともに、衛生検査所に対しては厚生労働省の局長通知を踏まえた取組への協力を求めています。

2. 年末年始の対応について

年末年始の検査・医療提供体制の確保等については、年末年始に国内で B. 1. 1. 529 (オミクロン株) による感染が拡大することも念頭に置き、「オミクロン株の感染流行に備えた検査・保健・医療提供体制の点検・強化の考え方について」(令和3年12月22日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)において、年末年始も十分な体制を確保できるよう調整を行うよう求めているところです。オミクロン株の感染流行に備え、無料検査等についても、年末年始における感染の早期発見・早期治療に向けた各都道府県における取組をお願いします。

3. 週次報告の対応について

実施要領第8条において、実施事業者は、週ごとに、当該実施事業者が事業を実施した者の総数及びそのうち陽性結果が判明した者の総数を都道府県に報告しなければならないこととしているところです。

今般、令和3年12月23日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」の取扱いの補足等」において、一般検査事業の対象を拡大したことにより、適正な予算の執行管理を図る観点から、別紙に示す週次報告書案を適宜ご活用いただき、今後、週次報告の際は、実施事業者から検査の種類や対象事業ごとの実績の報告を求めよう、お願いします。

また、今後、別途通知の上、都道府県ごとの週次報告結果を国に提供するよう依頼する可能性がありますので、都道府県におかれては、予め管内の週次報告を集計いただきますよう、お願いします。

【照会先】

- (1) 検査促進枠について
内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室
企画調整担当 高橋・徳永・藤代・岡田・矢部・西中
寺井・服部・鈴木・鈴木・山根
直通 03 (6257) 3086
- (2) 臨時交付金全般について
内閣府地方創生推進室
臨時交付金担当 畑・中山・上坂・大矢・須田・福田
直通 03 (5501) 1752

20_年〇月〇日（月）～20_年〇月〇日（日）分

事業者名（_____）

ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業分

	PCR検査等※	抗原定量検査	抗原定性検査	合計（自動入力）
実施件数				0
陽性者数				0

感染拡大傾向時の一般検査事業分

	PCR検査等※	抗原定量検査	抗原定性検査	合計（自動入力）
実施件数				0
陽性者数				0

総計（自動入力）

	PCR検査等※	抗原定量検査	抗原定性検査	合計（自動入力）
実施件数	0	0	0	0
陽性者数	0	0	0	0

※PCR法やLAMP法等の核酸増幅法による検査を指す。